

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団国立劇場おきなわ友の会会員規約

平成15年10月23日 常務理事裁定

(目的)

第1条 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（以下「財団」という。）は、国立劇場おきなわ等の施設において、組踊等沖縄伝統芸能の公開等を行うとともに、その保存振興と伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流に寄与するため財団が主催する大劇場、小劇場における公演（以下「自主公演」という。）を継続して鑑賞する者の便宜を図ることを目的として、国立劇場おきなわ友の会（以下「本会」という。）を組織するものとします。

(事業)

第2条 本会は、第3条の会員をもって構成し、次の各号の事業を通じて会員に対する便宜を提供するものとします。

- (1) 自主公演の入場券の割引料金による販売（一部対象外となる公演があります）
- (2) 自主公演の入場券の先行販売
- (3) 満席となった自主公演のキャンセル待ちの受付

※(1)～(3)については、一部対象外となる公演があります。

- (4) 定期刊行物の発行及び頒布
- (5) 講演会等の開催
- (6) その他本会の目的のために必要な事業

(入会及び会員)

第3条 入会希望者は、財団所定の入会申込書を本会に提出するものとします。

2 前項の手続きを終えた後、財団が承認した者は、会員となるものとします。

3 前項にかかる会員については、別に定める会員証を発行します。

(入会金及び年会費)

第4条 会員は、入会金及び年会費を本会に納入するものとします。

2 入会金及び年会費は、会員に対する通信連絡費等本会運営の諸経費の一部に充てるものとします。

(会員の特典等)

第5条 会員は、原則として自主公演（一部公演を除く）について財団が定めた割引料金で入場券を購入することができるほか、自主公演の入場券の先行販売による購入（一部公演を除く）、満席となった自主公演のキャンセル待ち（一部公演を除く）、本会刊行物の無料頒布、講演会等各種催物等への参加ができるなどの特典を有するものとします。

(退会)

第6条 会員は、自らの意志をもって退会できるほか、次の各号の一に該当する場合は退会するものとします。

- (1) 会員が死亡したとき。
- (2) 会員が本会の業務を妨げ、信用を傷つける等本会の不利益となる行為をしたとき。
- (3) 会員が年会費の納入を怠ったとき。
- (4) 本会が解散したとき。

(細則)

第7条 その他の運営については、別に定める細則によるものとします。

附則

1 この規約は、平成15年10月23日から施行するものとします。

2 第3条の規定に関わらず、国立劇場おきなわ支援会からの移行会員については、入会を承認したものとみなします。

3 (平成16年10月20日常務理事裁定)

この改正規約は、平成16年10月20日から施行するものとします。

4 (平成21年1月28日常務理事裁定)

この改正規約は、平成21年1月28日から施行するものとします。

5 (平成21年11月17日常務理事裁定)

この改正規約は、平成21年11月17日から施行するものとします。

6 (平成26年3月31日常務理事裁定)

この改正規約は、平成26年3月31日から施行するものとします。

国立劇場おきなわ友の会運営に関する細則

平成 15 年 10 月 23 日常務理事裁定

(目的)

第 1 条 この細則は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団国立劇場おきなわ友の会会員規約（以下「会員規約」という。）第 7 条に基づき、国立劇場おきなわ友の会（以下「本会」という。）の運営を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとします。

(事務取扱)

第 2 条 本会の事務は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団(以下「財団」という。)事業課観客劇場係において取り扱うものとします。

(入会金及び年会費等)

第 3 条 会員規約第 4 条第 1 項の規定により納入する入会金及び年会費はそれぞれ 1,000 円とします。(会報の購読料・消費税含む)

2 入会月を更新月とします。更新期間経過後に年会費を払った場合でも、更新月に変更しないものとします。

3 更新期間内に年会費の納入がない会員は、会員の特典を受けることはできないものとします。その場合、年会費を納入することにより再度特典を受けることができます。

(入会金及び年会費の納入方法)

第 4 条 入会金及び年会費は、直接現金での支払い又は、本会が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとします。振込にかかる手数料は、会員が負担するものとします。

(入場券の申込み等)

第 5 条 入場券の申込み及び受付は、次のとおりとします。

(1) 公演の日時、内容、入場券の申込み方法、受付期間、購入枚数については、会報等で会員に通知するものとします。ただし、入場券の購入枚数は、特別の場合を除き、上限 20 枚とします。

(2) 入場券の申込みは、電話及び国立劇場おきなわ窓口等において行います。ただし、公演の事情等により申込み方法を制限する場合があります。

(3) 入場券の申込みを受けた場合は、直接現金での支払い又は、本会が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとします。振込にかかる手数料は、会員が負担するものとします。

(4) 既に満席である場合は、キャンセル待ちを受け付けできるものとします。

(5) 入場券は、原則として当該会員に郵送するものとします。ただし、会員より申出があった場合は、本会指定の前売り所において引き取ることもできます。

(6) 公演中止等のやむを得ない場合を除き入場券申込み後の変更及び取り消しはできないものとします。

(公演当日の入場券の取扱い)

第6条 公演当日の入場券は、残席のある場合に限り国立劇場おきなわ窓口において開演時間までに会員証を提示のうえ、前条と同様に扱うものとします。

(退会手続き)

第7条 会員の退会手続きは、次のとおりとします。

- (1) 会員規約第6条第1項に該当する場合、本会は速やかに当該会員に対して入場券の申込み、年会費納入等の事務を停止するものとします。
- (2) 会員証は、本会所定の手続きに従って会員が破棄するものとします。

(会員証の紛失等)

第8条 会員は、紛失又は盗難等によって会員証を失った場合は、速やかに届け出るものとします。

2 会員の請求により会員証を再発行する場合は、本会所定の手続きに従うものとします。

附則

1 この細則は、平成15年10月23日から施行するものとします。

2 第4条の規定に関わらず、国立劇場おきなわ支援会からの移行会員(以下「移行会員」という。)の入会金及び年会費については、平成15年度及び16年度は現金取り扱いとします。

3 第5条第1項第3号本文の規定に関わらず、移行会員から入場券の申込みを受けた場合は、現金での支払いもできるものとします。

4 (平成16年10月20日常務理事裁定)

この改正細則は、平成16年10月20日から施行するものとします。

5 (平成21年1月28日常務理事裁定)

この改正細則は、平成21年1月28日から施行するものとします。

6 (平成23年11月29日常務理事裁定)

この改正細則は、公益財団法人の設立の日より施行します。

7 (平成27年1月9日常務理事裁定)

この改正細則は、平成27年4月1日から施行します。